

# 富士川流域別下水道整備総合計画検討委員会設置要綱

## (設 置)

### 第1条

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に基づく環境基準の類型指定がなされている富士川の水域について、下水道法（昭和33年法律第70号）第2条の2に基づき、富士川流域別下水道整備総合計画（以下「計画」という。）を策定するため、富士川流域別下水道整備総合計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

### 第2条

委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- 1) 計画の策定に関する企画、調査及び研究に関すること。
- 2) 計画の策定に関する関係部局間の調整に関すること。
- 3) その他、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

## (組 織)

### 第3条

委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、関東地方整備局企画部長をもってあてる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもってあてる。
- 4 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

## (運 営)

### 第4条

委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

## (幹 事 会)

### 第5条

委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の決定した方針に基づいて必要な業務を執行する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、関東地方整備局企画部広域計画課長をもってあてる。
- 5 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもってあてる。

6 幹事長は、必要があると認めるときは幹事会に幹事以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第6条

委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、作業部会長及び作業部員をもって構成する。

3 作業部会長は、関東地方整備局企画部広域計画課建設専門官をもってあてる。

4 作業部員は、別表3に掲げる職にある者をもってあてる。

5 作業部会長は、必要があると認めるときは作業部会に作業部会以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条

委員会の庶務は、関東地方整備局企画部広域計画課地方計画係において処理する。

(雑則)

第8条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は、平成15年8月7日から施行する。

別表－1 富士川流域別下水道整備総合計画検討委員会

国土交通省	関東地方整備局	企画部長
〃	〃	建政部長
〃	〃	河川部長
〃	〃	甲府河川国道事務所長
〃	中部地方整備局	建政部長
山梨県		土木部長
〃		森林環境部長
静岡県		都市住宅部長
〃		土木部長
〃		環境森林部長
長野県		土木部長
〃		生活環境部長

別表－2 富士川流域別下水道整備総合計画検討委員会幹事会

国土交通省	関東地方整備局	企画部	広域計画課長
〃	〃	建政部	都市整備課長
〃	〃	河川部	河川環境課長
〃	〃	甲府河川国道事務所	副所長
〃	中部地方整備局	建政部	都市整備課長
山梨県		土木部	下水道課長
〃		〃	治水課長
〃		森林環境部	大気水質保全課長
静岡県		都市住宅部	下水道室長
〃		土木部	河川企画室長
〃		環境森林部	生活環境室長
長野県		土木部	下水道課長
〃		〃	河川課長
〃		生活環境部	公害課長

別表－3 富士川流域別下水道整備総合計画検討委員会作業部会

国土交通省	関東地方整備局	企画部	広域計画課	建設専門官
〃	〃	建政部	都市整備課	課長補佐
〃	〃	河川部	河川環境課	建設専門官
〃	〃	甲府河川国道事務所		調査第一課長
〃	中部地方整備局	建政部	都市整備課	建設専門官
山梨県		土木部	下水道課	課長補佐
〃		〃	治水課	課長補佐
〃		森林環境部	大気水質保全課	課長補佐
静岡県		都市住宅部	下水道室	下水道計画スタッフ 主幹
〃		土木部	河川企画スタッフ	主幹
〃		環境森林部	生活環境室	水質係 主幹
長野県		土木部	下水道課	技術専門幹
〃		〃	河川課	課長補佐
〃		生活環境部	公害課	課長補佐